

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、同項第7号中「、同条第3号に規定する費用（以下「助産等費用」という。）」を削り、同号を同項第4号とする。

第3条第1号中「助産等費用」を「法第51条第3号に規定する費用（以下「助産等費用」という。）」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者にあつては、当該世帯が同法の規定による保護を受けていることを証明する書類
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受けている者にあつては、支援給付を受けていることを証明する書類
- (3) 地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されていない者にあつては、市町村民税を課されていないことを証明する書類

第7条第4項中「又は福祉事務所長」を削り、「、助産の実施、母子保護の実施」を「、法第22条第1項の規定による助産の実施（以下「助産の実施」という。）、法第23条第1項の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）」に改め、「旨を」の右に「妊産婦又は」を加える。

第12条中「、相談所長又は福祉事務所長」を「又は相談所長」に改める。

第17条を次のように改める。

(措置費等の請求)

第17条 次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる費用の支払を求めるときは、市長に請求しなければならない。

- (1) 助産施設の長 助産の実施に要する費用
- (2) 母子生活支援施設の長 母子保護の実施に要する費用
- (3) 前2号の児童福祉施設以外の児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親 法第27条第1項第3号の規定による措置の実施に要する費用
- (4) 指定発達支援医療機関の長 法第27条第2項の規定による措置の実施に要する費用
- (5) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者 児童自立生活援助の実施に要する費用

第7号様式及び第8号様式注以外の部分中「京都市 福祉事務所長」を「京都市長」に改める。

第14号様式中「京都市 福祉事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)